

豊見城市指定給水装置工事事業者 各位

豊見城市水道事業  
豊見城市長 山川 仁  
( 公 印 省 略 )

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、豊見城市の水道事業にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

記

1. 有効期間及び更新の受付期間

豊見城市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間	更新の受付期間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで	令和4年7月1日～令和4年8月31日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで	令和5年7月3日～令和5年8月31日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月27日まで	令和6年7月1日～令和6年8月30日

2. 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- ① 様式第1（新規指定時の申請書と同様）
- ② 様式第2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- ③ 機械器具調書
- ④ 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- ⑤ 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

3. 豊見城市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4. 更新に係る事務手続き手数料（豊見城市水道給水条例第32条による）

13,000円

- 提出書類及び確認する内容の書類様式は、豊見城市ホームページ内に掲載されております。  
(くらし・子育て→上水道→施設課→給水装置工事（事業者一覧・申請書等）について)